

備考

- 1 この告示において、単位当たりとは、共済目的の種類ごとに次のとおりとする。
大豆、小豆、いんげん及びそばについては、１０キログラム当たり、ばれいしょ、てん菜、さとうきび、スイートコーン、たまねぎ及びかぼちゃについては、１、０００キログラム当たり、ホップ、茶及び蚕繭については、１キログラム当たり
- 2 「担い手交付金交付対象農業者」とは、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成１８年法律第８８号）第５条第１項の規定に基づき、同法第３条第１項第２号の交付金の交付を申請する者であって、同法第２条第２項各号に掲げる要件に該当する者を指す。
- 3 てん菜に係る単位当たり共済金額については、その基準糖度が１７．１度である組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、表中「単位当たり共済金額の範囲」欄の金額の範囲とし、その基準糖度が１７．１度を超えない組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、（１）に定める金額の範囲とし、その基準糖度が１７．１度を超える組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、（２）に定める金額の範囲とする。
 - （１） 組合員等の基準糖度が１７．１度を０．１度下回るごとに８，８３０円から５０円を差し引いて得た額（以下「最高額」という。）並びに最高額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。
ただし「担い手交付金交付対象農業者」であって、基準糖度が１３．５度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額を加える。
組合員等の基準糖度が１７．１度を０．１度下回るごとに１０，９８０円から１１０円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等の基準糖度に係る最高額を超える金額
 - （２） 組合員等の基準糖度が１７．１度を０．１度上回るごとに８，８３０円に５０円を加えて得た額並びに最高額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。
ただし「担い手交付金交付対象農業者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額を加える。
組合員等の基準糖度が１７．１度を０．１度上回るごとに１０，９８０円に１１０円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額のうち、当該組合員等の基準糖度に係る最高額を超える金額
- 4 ３の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するてん菜につき、平成１３年産から平成１９年産までの各年産の糖度を基礎として、組合等が定めるものとし、小数点以下第２位を四捨五入して算出するものとする。
- 5 さとうきびに係る単位当たり共済金額については、その基準糖度が１３．１度である組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、表中「単位当たり共済金額の範囲」欄の金額の範囲とし、その基準糖度が１３．０度を超えない組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、（１）に定める金額の範囲、１３．１度を超え１４．３度以下の組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、（２）に定める金額の範囲、１４．３度以下の組合員等に係る単位当たり共済金額にあつては、（３）に定める金額の範囲とする。
なお、下記記載中の「対象生産者」とは、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和４０年政令第２８２号）第２５条第１項の規定に基づき、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和４０年法律第１０９号）第１９条第１項の交付金の交付を申請する者であって、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和４０年農林省令第４３号）第１９条第２項に掲げる要件に該当する者と、沖縄県のうち栗国村、伊平屋村、多良間村、竹富町及び与那国町の各区域でさとうきびを生産する者のことを指す。
 - （１） 組合員等の基準糖度が１３．１度を０．１度下回るごとに３，８９０円から３０円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。
ただし「対象生産者」であって、基準糖度が５．５度以上であるものが耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額を加える。
組合員等の基準糖度が１３．１度を０．１度下回るごとに２０，２１０円から１３０円を差し引いて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額
 - （２） 組合員等の基準糖度が１３．１度を０．１度上回るごとに３，８９０円に３０円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。
ただし「対象生産者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額を加える。
組合員等の基準糖度が１３．１度を０．１度上回るごとに２０，２１０円に３０円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額
 - （３） 組合員等の基準糖度が１４．３度を０．１度上回るごとに４，２５０円に３０円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額とする。
ただし「対象生産者」が耕作の業務を営む耕地に係るものあつては、これらの金額に以下の金額を加える。
組合員等の基準糖度が１４．３度を０．１度上回るごとに２０，５７０円に１３０円を加えて得た額並びに当該金額にそれぞれ０．９、０．８、０．７及び０．６を乗じて得た額（１０円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に相当する金額
- 6 ５の基準糖度は、組合員等ごとに、当該組合員等が栽培するさとうきびにつき、平成１２年産から平成１８年産までの各年産の糖度を基礎として、組合等が定めるものとし、小数点以下第２位を四捨五入して算出するものとする。
- 7 蚕繭の第１区分とは、その掃立てに係る収穫量（基準収穫量を算定する基礎とされた収穫量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収穫量の割合（以下「種繭収穫量割合」という。）が３０％未満の者、第２区分とは、種繭収穫量割合が３０％以上７０％未満の者、第３区分とは、種繭収穫量割合が７０％以上の者である。
- 8 平成１９年１１月７日農林水産省告示第１３８５号及び１３８６号、平成１９年１２月１８日農林水産省告示第１６４４号、平成１９年１２月２５日農林水産省告示第１６７０号、平成２０年３月１７日農林水産省告示第３９８号による。